

省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程

制定 平成25年 6月 7日 J I C O P 2 5 規程第2号
一部訂正 平成25年10月 1日 J R E C O 2 5 規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付要綱（20130304 財製第9号。以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構（以下「機構」という。）が行う省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定）、（以下「研究活動に関する指針」という。）、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省策定）、（以下「公的研究費に関する指針」という。）並びにその他の法令及び要綱に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 機構は、代替フロン等4ガス（HFC、PFC、SF6、NF3）の排出削減と省エネルギー化を両立する技術の技術実証事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助対象経費の各区分毎に、別表2に定める補助率を乗じた金額の範囲内とする。

(交付の申請)

第5条 機構は、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に対し、**様式第1**による補助金交付申請書（正本1通及び副本1通）にその他機構が指示する書類を添付して、機構が指示する期日までに提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、

消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 機構は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定を行い、**様式第2**による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認められたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 機構は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 機構は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 機構は、補助金の交付が適当でないとしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（1）補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

（2）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第12条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けるべきこと。

（3）補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

（4）補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。

（5）補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められたときは、機構の指示に従うべきこと。

（6）補助事業者は、機構が第18条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。

- (7) 補助事業者は、機構が第15条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第15条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、機構が第18条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第18条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第18条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、第21条第3項及び第22条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、労務費の算定にあたっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。
- (13) 補助事業者は、補助事業に従事した者が、補助事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、補助事業者は、「研究活動に関する指針」に基づき調査を行うこと。）
- (14) 補助事業者は、「公的研究費に関する指針」に基づき、不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。
- (15) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、機構に報告しなければならない。
- (16) 補助事業者は、補助事業年度の終了後5年間、機構が実施する事後評価、追跡調査・評価及び産業財産権等の取得状況等の調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、事後評価を補助事業完了前に行うこととする。（なお、補助事業年度の終了後の状況によっては、補助事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に**様式第3**による交付申請取下げ届出書を機構に提出しなければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることが出来る。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同で実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し機構に届け出なければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ**様式第4**による補助事業計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 機構は第1項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 機構が第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が機構に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、機構は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が機構に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 機構は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 機構は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、機構が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに**様式第5**による補助事業遅延等報告書を機構に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第13条 補助事業者は、機構が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を**様式第6**による補助事業実施状況報告書により、指示する期日までに機構に提出しなければならない。

(実績の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第10条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する機構の当該会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、**様式第7**による補助事業実績報告書を機構に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が機構の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、**様式第8**による補助事業年度末実績報告書を機構に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 機構は、前条第1項の補助事業実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに

付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 機構は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、**様式第9**による返還報告書を提出させるものとする。
- 6 機構は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

- 第16条 機構は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、**様式第10**による補助金精算（概算）払請求書を機構に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、**様式第11**による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに機構に提出しなければならない。
- 2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 3 第15条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第18条 機構は、第10条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (1) 補助事業者が法令、要綱若しくは本規程又は本規程に基づく機構の処分若しくは指示に違反

した場合。

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 補助事業に従事した者が、研究活動に関する指針により研究活動の不正行為があったと認定された場合。
 - (6) 補助事業に従事した者が、公的研究費に関する指針により公的研究費の不正使用及び不正受給があったと認定された場合。
- 2 前項の規定は、第15条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 4 機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 5 機構は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
 - 6 第4項に基づく補助金の返還については、第15条第4項から同条第6項の規定を準用する。この場合において、第15条第5項中「様式第9」とあるのは、「様式第12」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

- 第19条 機構は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第20条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

- 第 2 1 条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について**様式第 1 3**による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、**様式第 1 4**による取得財産等管理明細表を第 1 4 条第 1 項に定める実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。
- 3 機構は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

- 第 2 2 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 5 0 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号)に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、**様式第 1 5**による補助事業財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理等)

- 第 2 3 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(その他必要な事項)

- 第 2 4 条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則 (J I C O P 2 5 規程第 2 号)

この規程は、平成 2 5 年 6 月 7 日から施行する。

附 則 (J R E C O 2 5 規程第 2 号)

この規程は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(別表1)

補助対象経費の区分

区分	細目
Ⅰ 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費
	2. 機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、借用又は据付に要する経費
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費
Ⅱ 労務費	1. 研究員費 補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費
	2. 補助員費 補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（研究員費に含まれるものは除く）
Ⅲ その他経費	1. 消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費
	2. 旅費 ①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費及び学会参加費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費及び学会参加費
	3. 外注費 補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費
	4. 諸経費 上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費
Ⅳ 共同委託研究費	補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費 当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う

(別表2)

省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業の補助率

内 容	補助率
1. 冷凍空調機器の技術実証事業であって、機械装置等費が温室効果の大きいHFC冷媒を用いる設備の機械装置等費（基準額）に対し、2倍以上の補助事業 ^{※1}	1 / 2 以内
2. 上記以外の補助事業	1 / 3 以内

注記 ※1. 補助金交付申請書様式第1別紙3を提出すること。

様式第 1

番 号
年 月 日

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構

理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名

印

平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付申請書

省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画
4. 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費
 - (2) 補助対象経費
 - (3) 補助金交付申請額
5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙 1）
6. 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額（別紙 2）
7. 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1) 開始年月日
 - (2) 完了予定年月日
8. 連絡先（担当者の氏名、職名、所属、住所、電話番号、Eメールアドレス）

(注)

1. この申請書には、以下の書面を添付すること。

(1) 申請者の経理の状況を記載した書面

(2) その他機構が指示する書面

2. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

3. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付申請額
合 計				

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

補助事業に要する経費の区分	補助事業に要する経費				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
合 計					

(別紙3)

経費所要額調書

(単位：円)

補助対象経費の 区分	機器仕様 (冷凍能力／製造業者 等)	本補助事業の額 台数x単価＝金額 (A)	基準額 台数x単価＝金額 (B)	経費の差額 ((A) - (B))	比率 (A) / (B)

1. (A)、(B) は、各々について発注先からの見積書等の客観的に額を証明するに足る証憑等を添付のこと。
2. (A)、(B) の比較は、条件を極力同一にするため、原則として両者同一の冷凍能力、製造業者（製造時期も明記）の機械装置等費を記入のこと

申請者 名 称
代表者等名 あて

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
理事長

平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金については、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおりに交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付申請書記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(単位：円)

補助対象経費の 区 分	補 助 事 業 に 要 する 経 費	補 助 対 象 経 費	補 助 率	補 助 金 の 額
合 計				

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。

5. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。

- (1) 補助事業者は、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程（平成25年10月1日 JRECO25規程第2号。以下「交付規程」という。）、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第12条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、交付規程第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、機構が交付規程第18条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、機構が交付規程第15条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第15条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、機構が交付規程第18条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第18条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第18条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

- (9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、交付規程第21条第3項及び第22条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、労務費の算定にあたっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。
- (13) 補助事業者は、補助事業に従事した者が、補助事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、補助事業者は、「研究活動に関する指針」に基づき調査を行うこと。）
- (14) 補助事業者は、「公的研究費に関する指針」に基づき、不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。
- (15) 補助事業者は、交付規程第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、機構に報告しなければならない。
- (16) 補助事業者は、補助事業年度の終了後5年間、機構が実施する事後評価、追跡調査・評価及び産業財産権等の取得状況等の調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、事後評価を補助事業完了前に行うこととする。（なお、補助事業年度の終了後の状況によっては、補助事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）
6. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。
- なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
- (1) 交付規程第18条第1項の規定による交付決定の取消し、交付規程第18条第4項の規定による補助金等の返還及び交付規程第18条第5項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。
7. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除

税額を減額することとする。

8. 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者が実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

9. その他、機構の付した条件を遵守しなければならない。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第3

番 号
年 月 日

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
理事長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金
交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る交付申請は、下記のとおり取り下げることにしたので、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

様式第 4

番 号
年 月 日

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
理事長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業計画を下記の
とおり変更したいので、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程第 10 条
第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更を必要とする理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響
5. 計画変更後の経費の配分（別紙）
6. 同上の算出基礎

(注) 1. 中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

(別 紙)

計 画 変 更 後 の 経 費 の 配 分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費			補助対象経費			補助率	補助金の額		
	配分 済額	変更額	改配 分額	配分 済額	変更額	改配 分額		配分 済額	変更額	改配 分額
合 計										

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

様式第5

番 号
年 月 日

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
理事長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の遅延等の状況について、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 遅延等の原因及び内容
3. 遅延等に係る金額 金 円
4. 遅延等に対して採った措置
5. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了予定日

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

様式第6

番 号
年 月 日

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
理事長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金補助事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の実施状況について、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 補助事業に要する経費の使用状況 (別紙)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

(別 紙)

補 助 事 業 に 要 す る 経 費 の 使 用 状 況

(単位：円)

区 分	補 助 事 業 に 要 す る 経 費		
	配 分 済 額	実 績 額 (年月日～年月日)	支 出 見 込 額 (年月日～年月日)
合 計			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
理事長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業が完了しましたので、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額
- (2) 内訳
 - ①第 回概算払額
 - ②第 回概算払額

4. 補助事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額
- (2) 収支明細表 (別紙)

- (注) 1. 別添資料として補助事業結果報告書を添付すること。
2. 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第21条第2項の規定に基づき、様式第14による取得財産等管理明細表を添付することとする。
3. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金の額}$$

4. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別 紙)

収 支 明 細 表

(単位：円)

区 分	交 付 決 定 額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象 経費の額	補助金の額	補助対象 経費の額	補助金の額	補助対象 経費の額	補助金の額
合 計						

(単位：円)

区 分	決 算 額						
	収 入	支 出				差 引	備 考
	補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補助対象経 費の限度額	補助率	補助金 の額	補助金 返納額	
合 計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
理事長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金
補助事業年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程第14条第2項の規定に基づき、平成年度年度末実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の内容
 - (3) 補助事業の効果

2. 補助金交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額
 - (2) 内 訳
 - ①第 回概算払額
 - ②第 回概算払額

4. 補助事業の収支決算
 - (1) 収入・支出の総額
 - (2) 収支明細表（別紙）

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

(別 紙)

収 支 明 細 表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算額 区 分	交 付 決 定 額						交付決定額のうち 翌年度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額		補助対象 経費の額	補助金 の 額
	補助対象 経費の額	補助金 の 額	補助対象 経費の額	補助金 の 額	補助対象 経費の額	補助金 の 額		
合 計								

(単位：円)

繰越額差引後		決 算 額						備 考
		収 入	支 出				差 引	
補助対象 経費の額	補助金 の額	補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補助対象経 費の限度額	補助率	補助金 の額	補助金 返納額	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
理事長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金
返還報告書（確定に係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

様式第10

番 号
年 月 日

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
理事長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金について、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 精算（概算）払請求金額 金 円
3. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）（別紙）
4. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
5. 振込先
銀行 支店 預金種別 口座番号
名義（フリガナ）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

(別 紙)

請 求 金 額 の 算 出 内 訳

(単位：円)

区 分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日 年月日)	支出見込額 (年月日 年月日)		配分済額	前回まで の受領額	今 回 請求額
合 計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第 1 1

番 号
年 月 日

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
理事長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額（交付規程第 1 5 条第 1 項による額の確定額）
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
5. 補助金返還相当額（4. - 3.）

- (注) 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
理事長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金
返還報告書（取消しに係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程第18条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 既に交付を受けている補助金の額
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書類・資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第14

取得財産等管理明細表（平成 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書類・資料、図書類、(エ)無体財産権（産業財産権等）、(オ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
理事長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金補助事業財産処分
承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業補助金交付規程第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 処分しようとする財産及びその理由（別紙）
3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）
4. 処分の条件

（注）売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載すること。

(別 紙)

処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	数 量	処分の方法	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載すること。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。